

第6回 規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成 23 年 1 月 26 日（水）14:28～16:35

2. 場所：永田町合同庁舎第 1 共用会議室

3. 出席者：

（委員） 岡素之(分科会長代理)、安念潤司、大上二三雄、大室康一、黒岩祐治、中条潮、土屋了介、若田部昌澄、 各分科会委員

吉田誠 農林・地域活性化 WG 主査

伊東千秋 グリーンイノベーション WG 委員

（政府） 平野副大臣（分科会長）、園田大臣政務官(分科会長代理)

（事務局） 松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、筒井企画官、野村企画官、堂野企画官、小島企画調整官

4. 議題：

（1）「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」について

（2）「第二次報告書の取りまとめにあたって」について

（3）既定事項の各府省フォローアップヒアリングについて

（4）「規制仕分け」について

（5）今後のスケジュールについて

5. 議事録：

○小田審議官 それでは、時間少し前ですけれども、皆様おそろいですので、始めたいと思います。

ただいまから、第 6 回「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。御多用中、御出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

なお、本日は、翁委員、新浪委員、星野委員、渡邊委員は、所用のため御欠席との連絡をいただいております。

それから、本日、議題 2 の関係で I T 分野の取りまとめをしていただきましたグリーンイノベーションワーキンググループの伊東委員、農林・地域活性化ワーキンググループの吉田主査にも御出席をいただいております。

まず、開会に当たりまして、分科会長でございます平野副大臣から、ご挨拶をさせていただきます。

○平野分科会長 平野でございます。本日は、御多忙中の中、お集まりいただきましたことを、まずもって感謝を申し上げます。

昨年の 10 月の分科会以降、3 月までの取りまとめに向けまして、折り返し地点を過ぎましたけれども、本日、分科会として、中間とりまとめ（案）を御議論いただくところまでたどり着くことができました。これまでの間の委員の皆様方の御尽力に、敬意と感謝を表する次第でございます。

ます。

厳しい経済情勢の中で、この規制・改革が1つの経済対策の起爆剤になるということは、かねてから菅総理の申し上げていることであり、蓮舫大臣もその方針で臨んできました。また、御案内のとおり、蓮舫大臣は、今、衆議院の本会議に出席しておりますけれども、分科会で検討している規制・制度改革事項について、強い関心を持っておりまして、昨年12月には、九州・山口の近代化産業遺産群の1つ、新日本製鐵八幡製鐵所内にある産業遺産や一般用医薬品の販売規制に関連して、東京都内の漢方薬販売店とインターネット販売サイト運営会社を視察され、関係者との意見交換もされております。

また、後ほど、園田政務官からも報告させていただきますけれども、今回、行政刷新会議において、事業仕分けの原則である「外部性」と「公開性」を活かした「規制仕分け」を3月上旬に実施することが了承されたところでありまして、今、それをどのようなテーマに設定してやるか検討中でありまして、今日のこういった規制仕分けの結果も踏まえまして、中間とりまとめの改革案が実りのあるものとなるように、政治主導を発揮して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その一方で、もう一つ、規制改革に関連しまして、総合特区というものが新成長戦略の7つの部門の21の国家戦略プロジェクトの中の1つの柱として位置づけられておりまして、今国会、これは予算関連法案でありますから、間もなく国会に提出しなければならないわけでありまして、鋭意、その総合特区法案の策定作業を進めております。ここでもかなり規制改革の議論を別途やっております。また、法案が成立いたしますと、特区の選定と併せて、国と特区の関連する自治体との間の中で、規制改革の議論が進むのではないかと思いますし、その議論の過程の中で、皆さん方に御議論いただく規制・制度改革に関する分科会の中間とりまとめは、最終的には最終とりまとめになるわけですが、その（案）もきちんと参照させていただく、あるいは取り入れるといった方向になることも十分考えられます。

規制・制度改革の関連でもう一つ御紹介申し上げますと、EPA、FTAあるいはTPPとのかを視野に置きまして、海外から様々な規制・制度改革の要求が出ておりまして、正直言って、まだこちらの部分については、本格的な議論には入っておりませんが、とりあえずはEUから出されている4部門についての議論に着手したところではありますが、こちらの方の議論についても、恐らくは中での議論等々を踏まえた様々な議論ができるのではないかと考えておりまして、そういった観点で、是非とも皆様方の今回の議論の結果をいろんな形で政策の方に反映していきたいと思っております。

今日は、これから中間とりまとめ（案）や第二次報告書の取りまとめにあたっての御審議をいただきますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、議題2の「『規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ』について」をスタートさせていただきます。

まず、中間とりまとめ（案）の中で、3つのワーキンググループの規制・制度改革につきまして、

各民間主査の方から御報告をいただいた後、意見交換を行いたいと考えております。

農林・地域活性化ワーキンググループにつきましては、追加で検討を行った水産業についての御説明もございますので、各ワーキンググループの時間配分でございますが、グリーンイノベーションで10分、ライフイノベーションで10分、農林・地域活性化で20分、これをおおむねの目安で進行させていただきたいと考えております。

それでは、まず、グリーンイノベーションワーキンググループにつきまして、安念主査から御報告をお願いいたします。

○安念委員 安念でございます。グリーンイノベーションワーキンググループについて御報告を申し上げます。

当ワーキンググループでは、扱う関連する問題が大変大量でございますので、3つの検討会を設けて、検討を進めてまいりました。

3つと申しますのは、

- 1、再生可能エネルギーの検討会
- 2、スマートコミュニティの検討会
- 3、3Rの検討会

ございまして、それぞれ我が国でも有数の専門家に取りまとめ役をお願いいたしまして、短期間ではございますが、非常にインテンシブな検討をしていただけたものと思っております。

全体で79項目でございますが、中期的検討項目16項目を除きますと、全体で63項目になっております。詳細につきましては、むしろ参考資料1をごらんいただければと存じます。

まず、第1の分野は、再生可能エネルギーでございます。

再生可能エネルギーの利用を促進いたしますことは、エネルギー・セキュリティの確保、低炭素社会の実現にとって不可欠であるばかりではございませんで、環境関連市場の成長や雇用機会の創出などともつながります。更には、貴重な化石燃料の消費を抑制し、CO₂の排出をも削減するという大変重要な機能を持っておりまして、これを公益性という、ある意味で使い古された言葉を使うのは、ひょっとするとふさわしくないのかもしれませんが、あまねく国民に利益をもたらすという点で公共性が高いものであると委員の一致した認識が形成されました。

そこで改革の方向性でございますが、何よりも再生可能エネルギーの関連設備の設置という入り口段階での手続を円滑に進められなければなりません。その際、今、申しましたような高い公共性があるというところから、この種の設備の設置については、できるだけ優先的な取扱いをしていただきたいという方向で提案をしております。

そこで個別的な検討項目ということになるのでございますが、こうなりますと突然話は細かくなってまいりまして、参考資料1の最初のページを1つの例としてごらんいただきます。これは、民有林における開発許可の見直しです。民有林で例えば風力発電をすとか、そういったことを念頭に置いております。森林法によりまして開発行為を行う場合には許可を得なければならないわけですが、その許可について、伝統的な意味での公益事業については許可が不要となっておりますので、その考え方をこの種の再生可能エネルギー関連設備についても当てはめていただけないかと、例え

ばこういう提案をしているのでございます。これが再生可能エネルギーの問題でございます。

次に、スマートコミュニティ分野でございます。

スマートコミュニティといいますのは、要するにエネルギーのネットワークにインテリジェンスが組み込まれているものだとお考えをいただければよろしいかと思えます。当然のことですが、これもまた国内の新規事業を創出し、雇用機会を増やし、更にはまちづくりごと海外に輸出するという点でも、非常に重要な分野でございまして、今までの規制や制度の在り方から、大胆なパラダイムシフトを促す方向に持って行かなければならないだろうということで、委員の意見は一致をしております。

そこで具体的にどういうことであるかと申しますと、例えば次世代自動車の普及促進のためのインフラ整備として、電気自動車に係る急速充電器の設置促進、スマートコミュニティの実現に向けて、「家庭用電気料金メニューの拡充」や「特定電気事業制度の見直し」、天然ガス供給網の拡大には、「ガスパイプラインのインフラ整備に資する許可要件等の柔軟化、明確化」ということを取り上げております。これも先ほどの再生可能エネルギーと同じで、理念や方向性は非常に抽象的といえますか、高邁なんです、実際の検討項目は大変テクニカルなんです。しかし、規制・制度改革というのは、まさに細部に神が宿るといふものの典型例でございまして、小さいところをつぶしていきませんと、決して進まないということを改めて痛感いたしました。

次に、最後の3Rでございます。

3Rというのは、リサイクル、リユース、リデュースでして、その頭文字を取って「3R」と呼んでおります。これは循環型社会への転換を進めるという点で、是非とも行わなければならないこととございますが、こうした循環型社会への転換をビジネスとして成り立つようにしようというのが、私ども委員の一致した認識でございます。

そこで改革の方向性ということになるのでございますが、実はこの分野は大変に難しい。ほかの分野が簡単だというわけではございませんが、それは廃棄物処理という大変に厄介な領域と紙一重というか、ほとんど重複しているからでございます。廃棄物については、今まで不適正な処理とか、更には人命が危うくなるといったような非常に大きな問題が起きたものですから、その処理については、全ルートについて完全にグリップをしておかなければ危ないという考え方があって、それはそれで無理はないと思うんです。無理はないと思うんですが、それだけを言っておりますと、3Rが産業として育っていくというのはなかなか難しいこととございますので、適切な補償措置を取りつつ、規制や制度について改革を加えていくという提案を具体的にしております。

1つは、やはり排出者自らの判断で、あるいは自らの責任で、最も効率的で効果的な手法が活用できるようにしたいということでございます。

それから、取引の価格がゼロになると直ちに廃棄物として扱われてしまって、非常に重い規制がかかるというのでは、なかなか産業としては成り立たないものでございますから、そののところでできるだけ、優良な事業者には特例を設けるといったような方法で、産業として成り立つような方法を考えていただけないかということをご提案しております。また、商流に乗るといふことが大変重要でございまして、動脈物流のルートを逆にたどって、静脈産業として育成できないかといったよ

うな提案もしております。

具体的な検討項目でございますが、これも非常に多岐にわたっております。例えば廃棄物処理における効率化の促進といたしまして、「企業グループでの産業廃棄物の自ら処理」。これは、今までは法人格が変わってしまうと、それで廃棄物処理法の規制が適用されることになっていたわけですが、企業グループは企業グループで自己の責任でやってもらうというやり方かどうかという提案をしております。

それから、動脈物流を活用した食品リサイクルの促進。これは要するに、動脈物流を逆に、静脈の物流として利用しようという考え方でございます。

廃棄物以外では、自然由来の土壌汚染を法の規制対象とするというのが、土壌汚染対策法の考え方として1年前から取られているのでございますが、自然由来ということになりますと、国民にとって過度な負担となると思われまので、自然的原因による土壌汚染の取扱いについては、また別の扱いをしていただきたいといった提案もしております。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、今の御報告、御説明につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。大体5分ぐらいという時間配分でございますので、よろしくお願いします。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 特に質問というわけではないんですが、この過程で提案させていただきまして、環境省の方々と、もう少しフランクに話しましょうということで、ラウンドテーブルで3Rの問題等々のお話をいたしました。

その結果、私がわかったことは、やはり彼らも非常に忙しいんですね。なかなか物を変えるというのはエネルギーが要る。要するに、基準値というものが、今あるものを変えていくとか、言葉を変える。例えば汚染土壌ということではいろいろ問題になりますけれども、汚染土壌の基準が70年間土の中を通った井戸水を毎日ひたすら飲み続けたときに、何らかの身体的疾患の可能性がある土壌のことを汚染土壌と呼んでいるんですが、そういう定義や基準等を含めて、本来見直すべきものになかなか手がかからない、あるいは基準値、そういう数字的なものに手がかからないというのは、やはりなかなか忙しくてやれないし、そういうことを変えていくことにすごくエネルギーが要ると。そういうことなんだろうなというのは、改めて実感として、非常によくわかりました。

こういう規制の項目を議論していくこともいいんですが、例えば建築基準法の改正などもそうだと思うんですが、門をつぎはぎでずっとつくってきたものを、もう一回抜本的に変えていく。そういうエネルギーなり、機会なりをそれぞれ各省庁の担当のところはどう与えていくか。やはりそういうことをやはり長期的には考えていかなければいけないのではないかと、非常に強く実感いたしました。そのことを述べさせていただきます。

○小田審議官 ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に、ライフインベションワーキンググループに移りたいと思います。土屋主査か

ら、御報告をお願いいたします。

○土屋委員 土屋でございます。ライフイノベーションワーキンググループにおける審議の結果について御説明いたします。資料1の90ページと参考資料2をごらんになってください。

まず、この分野は医療と介護と保育でありますけれども、規制・制度改革について審議をした結果、社会保障改革の必要性・全分野横断的な方向性として、日本モデルとして社会保障制度を財政面を含め、抜本的に見直す時期に来ている。これは今、御指摘のとおりで、医療もつぎはぎだらけですので、抜本的に変えるべきであるということでもあります。大前提として、この抜本改正に当たっては、消費者、利用者、患者の視点に立った見直しを行うべきであり、国民の合意形成が必要であると指摘しております。

今朝の報道では、医療提供者の反論が出ておりますが、国民の視点での立場で私どもは物を申し上げたいと。また、医療と介護の一体的な議論、あるいはこれらを核とした地域の産業活性化やまちづくりという視点、アジア地域の安心拡大のために貢献していくという視点も盛り込んでおります。

更に強調している点は、過去にもビジョンやプランは示されておりますが、実行に移されていない。我々に残された時間は少のうございますので、大きな改革の方向性を定めたら、細部に拘泥せず、実行に移すべきという点であります。政治主導に大いに期待するわけであります。

これらを受けて、改革の方向性として、医療分野では3つ挙げております。

いわゆる医療崩壊、先端テクノロジーの面での諸外国への遅れという現状認識の下で、1番目は、地域主権の医療等による「医療資源の一層の適正配置と有効活用」ということでもあります。

2番目は、開かれた医療の推進によるグローバリゼーションの促進と透明性の高い制度改革。

3番目は、イノベーションによる国際競争力の強化であります。

こうした3つの改革の方向性を基に、1～17の個別の案件をまとめてあります。

1番目の改革の方向性である地域の医療体制の再構築という点では、先ほど申しましたように、「地域主権の医療への転換」。今、中央集権的に厚労省が全部やっておりますが、これを地域に戻そうと。医療法人の再生支援や合併時の規制の見直しといった、医療提供体制に関する本質的な項目を審議いたしました。これはこの後に続きますイノベーションにも関連します。

2番目の開かれた医療、透明性の高い医療という点では、無過失補償制度の創設、また高額療養費制度の見直しなど、第1クールと異なり、診療報酬や医療費の面にも切り込んでおります。

3番目のイノベーションでは、医薬品や医療機器の評価の見直しなどを審議いたしました。イノベーションというと、医療産業へ雇用を増大すればという安易な考えもありますし、また、新規の開発をすればできるというものもありますが、実は基礎研究は一流ですけれども、臨床研究は三流だと呼ばれるくらいで、医療現場の改善を果たさないとイノベーションは貫通しないということですので、この上にあります医療イノベーション推進室の中村室長が就任時に、我が国の医療の輸出入は1兆円の輸入超過だということを言っておりますが、この改善には、基礎研究だけではなくて、医療体制の再構築がないと、これが知財を新しく生んで、それを産業化する。それによって輸出していくという構図ができてこないということでもあります。

また、前回の分科会で議論のあった一般用医薬品の販売規制についても、第1クールからの継続審議案件として取りまとめております。

次に、介護分野です。94～95 ページであります。これは個別検討会で集中的に審議を重ねました。同じく3つの改革の方向性をまとめました。高齢化社会を迎えるに当たって、国民の安全・安心の確保、利用者ニーズに応じた医療や介護等の一体的なサービス提供が必要だという認識に立っております。

改革の方向性の1つ目は、今後の成長分野として、産業全体の質を高める環境整備が介護では必要ではないか。また、介護利用者の視点での柔軟な制度の再構築。個々の能力に応じて、自立するための継続的な支援制度の構築ということであります。

この3つの改革の方向性を基に、18～32番の15件の個別の案件をまとめました。また、具体的には、「施設・入所系サービスの再編」、地域における包括的サービスにおける事業者間の連携、障がい者の雇用・就労促進のための柔軟な運用といった項目を挙げております。

最後に、保育分野は95 ページであります。

現在、内閣府を中心に、子ども・子育て新システム関連法案の検討中ではありますが、多様化する保育ニーズへの対応が遅れているという現状認識から、利用者ニーズに即した子育てサービスを実現するために多様な事業者の参入を促進し、より柔軟な事業運営を図る観点で、新体制を待たずに、実施可能な改革案として、33～38の6項目をまとめております。例えば駅中の保育所とか、そういう斬新なアイデアを持ち出していきたいということであります。

したがって、以上3つの分野について、それぞれ改革の方向性を指摘いたしました。と、かく総論は賛成だけでも、各論で反対というのが各省庁の対応でありますので、是非この改革の方向性を閣議決定していただいて、これを基に各省庁の各論反対をはねのけていただきたいということあります。

以上、ライフイノベーションワーキンググループの審議結果であります。終わります。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告について、御意見などがございましたらお願いいたします。

黒岩委員、どうぞ。

○黒岩委員 私もこのライフイノベーションワーキンググループのメンバーの1人として検討に参加してきましたんですが、あえて政治家の皆さんにお話をお伺いしたいと思います。

菅総理の施政方針演説を聞いて、我々が社会保障の新たな形ということで議論してきた中身に全くかすりもしないということが、意味がよくわからないんです。民主党の大方針として、菅総理の大方針として、開かれた国、地域主権と言っているわけですね。だから我々は、開かれた医療であり、地域主権の医療という、まさに民主党の大方針の下に、それを具体化したらいかがなものでしょうかということを提言したのですが、かすりもしないというのは一体どういうことなのか。それはちゃんと官邸に伝わっていたのか、いないのかという辺り。民主党に本当にそれをやり切る覚悟があるのかないのか。さっぱりわかりません。

ここで論じた開かれた医療の中での外国人の患者の受入れ問題等々。それだけではなくて、外国

人の医師や看護師なども入れていこうとか、それを起爆剤として日本の医療を変えていこうという、幅広い大きな議論の入り口という話だったはずですが、総理の施政方針演説の中では、観光立国のために医療ビザを認めると。何か全く我々の認識と違ったところの話になって出ているということは、一体何が起きているのかということに対して、むなしさばかりを感じるということで、その辺をお答えいただきたいなと思います。

○小田審議官 平野副大臣、どうぞ。

○平野分科会長 今、総理の頭にある大枠の問題として、やはり財政の問題があるだろうと思います。一般会計の総額は 92 兆円。その中で社会保障関係費の支出が 28 兆円。ちなみに、92 兆のうち国債費を除いたものが、いわゆる基礎的財政収支の対象経費と言われるものになりますけれども、それが約 71 兆円ということで、71 兆の中の 28 兆は社会保障関係費で、来年度予算に関して言えば、少子高齢化という状況の中に入って、自然増だけで 1.3 兆円。

そのほかに、地方交付税交付金約 17 兆、国債費が 22 兆ぐらいでしょうか。これで一般会計予算の 7 割を占めます。

一方で、歳入予算というのを見たときに、どういう状況になっているのかと言えば、税収は 41 兆で見積もっていたと思いますが、その一方で、新規国債発行については 44 兆。23 年度予算、22 年度予算、21 年度予算と、3 年続けて税収を上回る新規国債発行額という超異常な事態が生じているという中で、まずは税と社会保障制度の一体改革というマクロの話を中心に、施政方針演説をやられたんだと思います。

確かに、現下の課題から言えば、まず大枠の話とすれば、この財政の基盤はどうしていくのか、持続可能性のある社会保障制度を構築していくためにはどうすればいいか。いろんな切り口があると思いますが、まずはその繰り返しだったわけですが、マクロとしての財政基盤というものと社会保障制度の持続可能性というものをセットでまず提示しているということで、年頭のあいさつについても、たしか税と社会保障制度の一体改革ということを、相当時間を割いて言われたのではないかと思います。

その上で、黒岩委員が申された各論の話というか、各論といった言い方でいいかどうかあれなんですけど、例えば官邸の方では、この規制・制度改革以外に医療イノベーション、ライフイノベーションという官房長官をトップとする研究会を開いて、相当詳しい議論をやっています。EPA の看護師、介護福祉士につきましては、私の担当なんですけれども、これも合格率がとんでもなく低い合格率の中で、本当にこれをどうするんですかという議論を今、かなり精力的にやっています。

そういう部分について、確かに今回によっては、もうちょっと各論の部分について、あるいは分科会の中での議論を踏まえた形での総理の施政方針演説ということについては、そういう御意見があったということは総理に伝えたいと思いますけれども、総理の頭の中には、そういうところも一応こういった観点で議論されているということについては、例えば新成長戦略実現会議等々の大きな会議があるんですけど、その中での議論の中でさまざまインプットしてありますので、総理の頭の中には入っているということだと思います。

それに、まずは大局的な議論として、繰り返しになりますけれども、今回の施政方針演説の中で

は、マクロとしての全体としての財政基盤ということに力点を置いて話をされたと理解しています。
以上です。

○小田審議官 今のライフイノベーション関係は、特にほかにございませぬか。あるいは今の平野副大臣のご発言について、よろしゅうございますか。

それでは、次に、農林・地域活性化ワーキンググループに移らせていただきます。

吉田主査からの御報告をお願いします。水産も含めてですので、10分ぐらいということをお願いします。

○吉田委員 農林・地域活性化ワーキンググループの吉田です。よろしくをお願いします。まず、農林と水産、地域活性化に分けて御説明したいと思います。

農林については、7回の検討会と関係省庁とのヒアリングを実施しました。かなり密度の濃いペースで検討いただきまして、議論の深度は非常に深まったのではないかと考えております。

その議論の特徴を幾つかここで話しておこうと思っております。まず1点は、従来、農業の議論というのは全国の平均数値を基にしたような一般論というか、抽象的な議論というのが多かったと感じております。今回は農業を具体的かつ多層的に、もしくは多角的にとらえて、実態に踏み込んだ議論をしています。

その前提として例えば既に大規模化、ビジネス化が進んだ層。それを目指しているが今一番厳しい専業農家等の中小規模の層。あと零細兼業農家を中心にした小規模な層という分け方をしまして、それぞれに関してどういう成長戦略が必要なのかという議論をしたところが1つの特徴だと考えております。

特に今後政府の方、戦略を練る上で何を伸ばし、何を守り、何を市場に任せていくのかといったところの具体的な議論を是非やっていただければという思いを込めての我々の議論でした。

2点目は、農業を特殊な分野というふうにはとらえないでおこうと。やはり産業、ビジネスの一分野であるという非常に基本的な視点から議論を深めようということで議論をしてみました。

3点目は、具体的にその方策の方向性をどう議論するのかということなんですが、1つには、これまでの議論では、農業生産を担う主体についての規制緩和の議論がありました。経営主体のセクターの多様化という意味です。今回はそれプラスこの農業生産の経営主体を支援する主体のセクターの多様化。国の制度を担う主体となるセクターの多様化。この3つの多様化を図り、生産者が先ほど言いました多層的な政策についての選択肢を増やす。もう一つは、生産者が流通や資材提供を行っている様々なセクターとの連携をする必要があるわけですが、その相手方となるセクターの多様性も増やして、より自由度を増そうという点を重要視しております。

次の点は、先ほどの多層性の議論とイコールなのですが、産業政策としての議論。もう一つは、もう少し地域とか環境というところに視点を置いた社会政策、もしくは雇用政策といった視点での議論というのを、しっかりと区分して提案ができないかという共通認識を持った上で議論をいたしました。

更に、これは第1クールからの問題意識として共有しているのですが、今回特に重点を置いたのは、成長産業化する上で農地の流動化と集積というのを単なる仕組みづくりではなくて、実態運用

面も含めていかに効果を出させるかというところに力を入れました。

この議論においては、これまでどうしても行政の方で規制をかけるという場合には入り口論になります。参入規制というところである程度の抑制を持たそうという考え方です。しかし、我々の議論では、この入口規制ではなく出口規制。農地が適正に利用されるかどうかという側面の規制を強めるということが必要だろう。そうした出口規制を強化した上で、参入の入口部分に関しては緩和すべきだというふうな考え方でまとめております。こうした考え方は、基本的考え方に各委員の議論を踏まえてその総意をまとめて書き込むようにしました。

次に林業についてですが、林業についても基本的な考え方は全く同じです。持続可能性なビジネス化、成長産業化に向けた制度を整備するということと、もう一つは国土利用。これは農地も一緒なのですが、これをいかに効果的に利用促進していくかという観点から検討を進めていただきました。

その上で、事業者がそれぞれの意思、自分の今の置かれた環境、将来目指すべきビジネスモデルに応じた選択肢をできるだけ多く提供するように、多様化するようという議論を中心に進めております。これは先ほど農業のところでも言いましたが、産業政策と環境政策など、異なる政策であるという視点から明確に区分して議論しようということで共通認識を持った議論ができたと考えております。

また、これまでの経験から、検討項目名等で本質的な議論とは無関係の誤解や混乱が生じる場合が多かったものですから、そうではなくて、我々としては問題意識と将来のビジョンを関係団体や関係省庁と共有したい。その上で問題意識とビジョンをつなぐものとして規制改革の議論を深めたいと考えましたので、我々なりのビジョンなり問題意識の共有というのをした上で、先ほども言いました基本的な考え方に文言として落とし込んだつもりでございます。

結果として、33の項目について検討を進めまして、28の項目について今回改革案を取りまとめてございます。

次に、地域活性化の分野ですが、こちらは191ページからになりますけれど、これに関しても検討の視点として次の3点を掲げて議論を深めていきました。

- 1点目は、地域資源の掘起こしとそれの更なる活用促進。
- 2点目は、地域の自律的発展を促す制度的枠組みの見直し。
- 3点目は、訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備。

この3つでございます。全体で36の項目について検討していただきまして、審議の結果、23の項目について改革案をとりまとめてございます。

最後に水産業の分野ですが、こちらは平野分科会長の御指示で12月中旬より追加検討を開始しました。今回、根底に流れる我々の問題意識としては、これもある意味では農業における農地の問題と同じなのですが、水産資源を回復し、我が国水産業の体力強化を図る。そのためには、先ほど言った資源回復に関して、もしくは資源管理に関して、科学的な視点からの検討と提案をすべきだろうというところで一致してございます。

具体的には、まず1点目としては、漁業法、水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法に改

正してはどうか。

2点目、海洋生物の保存、管理法の改正。いわゆるTAC法と言われるものです。

3点目は、漁業協同組合経営の透明化・健全化をいかに推進していくかという視点。

4点目は、養殖許可制度の近代化といった4点でございます。

この4点が今回の議論の大きな柱でございました。今回、水産業分野については今後の抜本的な見直しの議論が進むようにということで、大きな問題提起をしております。課題の多い分野ですから、実際には慎重に、また堅実に進めていく必要があると考えておりますが、今後、国民的な議論を水産分野においても巻き起こす上で必要な問題提起ができたのではないかとということで、今後の継続的な規制改革の議論が深まっていくことを期待しております。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、3ワーキンググループ以外でアジア経済戦略、金融等の分野を中心とした規制改革がございます。こちらにつきましては、前回の分科会で各分野の取りまとめ委員からひととりの御説明をいただいておりますが、今回、中間とりまとめに当たりまして、それぞれの分野の基本的な考え方について、園田分科会長代理から御報告をお願いいたします。

○園田分科会長代理 私からアジア経済戦略、金融等分野につきまして御説明をさせていただきます。資料の230ページでございます。

人材分野についての基本認識でございますが、経済の低迷や少子高齢化の中で、世界各国とのヒト・モノ・カネ、この流れを円滑にしつつ、外国人材の発想・能力・経験を幅広く活用することが重要であるということをもまずここに書かせていただいております。

改革の方向性は2つ書かせていただいておりますが、まず1つ目に、「就労環境等の整備」がございます。我が国の社会・経済の活性化、これへの貢献というものが期待される外国人の人材につきましましては、在留資格の整備も含めて就労しやすい整備をしていかなければいけないのではないかとということで、そういう観点から御審議をいただいていたところでございます。

2つ目の「生活環境等の整備」でございます。外国人材の受け入れ、手続の簡素化であるとか、家族も含めて安全・安心な生活を送れる環境の整備を推進していくべきであるという方向性の観点から御審議をいただいたところでございます。

246ページ、物流・運輸分野でございます。この基本認識につきましては、世界経済のグローバル化が進展する中で、世界やとりわけアジアの中における我が国が重要な役割を担っていくためには、世界とのヒト・モノの流れの更なる拡大というものが不可欠ではないかというものでございます。

改革の方向性の1つ目でございますが、「世界とのヒト・モノの流れの拡大に向けた環境整備」、ヒトやモノの流れの拡大とともに、それを支える運輸サービス事業者の国際競争力向上あるいはインフラの運用体制の改革、こういったものが重要との観点で御審議を行っていただいたところでございます。

2つ目でございますが、「貿易関連手続きにおける国際的な流れに対応した制度の確立」でございます。国際物流につきましては、IT化の進展であるとか、それによって「モノ」への管理から「情報」による管理へシフトしていく動きがあるということでございます。我が国も国際的な流れに対応した制度を確立していくべきとの観点から御審議をいただいていたところでございます。

金融分野につきましては277ページでございます。こちらに記載させていただいておりますように、基本認識におきましては、経済が閉塞状況に置かれている中、金融分野が実体経済、企業のバックアップ役を果たすことや金融産業自身が成長産業としての経済をリードすることが重要であるというものでございます。

改革の方向性について1つ目でございますが、「我が国企業の成長、再生支援」でございます。我が国の企業産業の成長ないし再生を促進すべく、多様かつ円滑な資金調達を可能とするような制度の見直しを行うべきという観点で御審議を行っていただきました。

2つ目は、「市場や取引所の整備、活性化等」でございます。金融産業自身も成長産業として発展できるようにということで、市場や取引所の整備並びに活性化、こういったところを行うとともに、各種開示手続等の整理であるとか、簡素化を行うべきであるとの観点から御審議をいただいていたところでございます。

3つ目は、「質の高いサービスの提供のためのグループ経営円滑化」でございます。金融機関のグループ化が進展する中、金融グループが自ら創意工夫を凝らしながら、グループ全体としての顧客に対してより質の高いサービスを提供するということができるように、組織再編であるとか、業務範囲規制等についての金融法制の改革を進めることが重要であるとの観点で御審議をいただいていたところでございます。

289ページ、IT分野でございます。基本認識につきましては、広範な応用可能性であるとか、ボーダレスといったITの性質を踏まえて、ITを通じての我が国の産業や国民が持つ競争力・潜在力を顕在化させていくことが重要であるという観点で御審議をいただいていたものでございます。

改革の方向性の1つ目は、「利用者本位の市場環境整備」でございます。消費者、サービス業、コンテンツ産業やさまざまな製造業などのユーザーに対しまして、高度なネットワークサービスが多数提供されて、ユーザー自らの利用形態に合わせて自由に選択できる環境を整えるという発想が不可欠であるとの観点からの御審議でございます。

2つ目でございますが、「健全な事業者間競争のための環境整備」。これについては、ネットワークサービスに関して、新規参入者と既存事業者との間で、有効かつ活発な競争が促進されるという環境を整備するという観点や、あるいは社会変革や技術革新に対応していない規制に関しては、早急に見直しが必要であるとの観点で御審議をいただいております。

3つ目は、「ネットワークサービスの高度化・低廉化による国民利益の増大」でございます。利用者サービスの向上と、経営の効率化・高度化によって競争力を高めた事業者の出現により、国民利益の増大を実現する好循環の創出が重要であるとの観点で御審議をいただいていたところでございます。

最後に 319 ページの住宅・土地分野でございます。基本認識につきましては、現在の厳しい社会経済状況下において、やはり経済波及効果が高い住宅であるとかまちづくりを進めていく。そのために事業者や国民が前向きに考えられるような制度、仕組みづくりが重要であるということでございます。

そして改革の方向性の 1 つ目は、「老朽化した建築物の円滑な更新の促進」。耐震性や環境性能に劣った建物や団地を更新して、快適で安心・安全なまちづくりを進める上で、民間事業者の創意工夫や意欲を高めていく。そのためにそれらを阻害する建築規制や区分所有法等の法的隘路を見直していくことが重要であるとの観点から御審議をいただいていたところでございます。

2 つ目は、「官と民の連携等によるまちづくり・すまいづくり」でございます。国・地方の財政状況が厳しい中で、社会資本の整備であるとか、維持管理を着実にを行うためには、公共の側の意識改革を図る。民間事業者に対する適切な誘導策を講じることが不可欠であるとの観点から御審議を行って頂いてきたところでございます。

あと 339 ページにその他分野というものがございます。先ほど平野分科会長からもお話がございましたけれども、包括的 E P A の連携協定に係る基本方針の中で、「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」というものがございます。これも 11 月 9 日に閣議決定された基本方針があるわけですが、「包括的経済連携に関する基本方針」でございますが、これを踏まえて新たに追加させていただいた項目でございます。そして検討を行ってきたところでございます。

私からは以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、あと 10 分ほどお時間を取らせていただきたいと思います。それぞれの分野で取りまとめをいただきました委員の方から、前回の分科会からの変更点とか補足説明がございましたらお願いしたいと思います。

まず、人材分野の若田部委員、どうぞ。

○若田部委員 若田部です。前回との変更点は大きく 1 つございます。それは専門士という資格につきまして、日本の専門学校を卒業したけれども、専門士という称号を得ていない留学生をどのように就職支援するかという話がありました。

前回提出したところでは、専門士の資格を拡大するように文部科学省に求めるという方針と、2 番目に、専門士相当の学習を終えたなど、一定の要件の場合には専門士を付与されていない場合であっても在留資格の変更を認めるように法務省に求めるという 2 点を両論併記という形にしておりましたけれども、こちらに関しましていろいろと文部科学省に確認をとりましたところ、規制評価シートで例示されているような場合に関しましては、つまり専門士が取れるコースに当初在籍していながら、コースを変えたがために専門士という資格を取らなかった。ただ、専門学校は卒業しているという場合に関しましては、それについて専門学校の側で専門士を付与できるようなコースを編成して申請しておくならば専門士を付与することができるという回答を得ました。

これは基本的には現在の制度の下でも、専門学校の方でそのようなコースを編成すれば専門士という資格を付与することはできるということですので、これにつきましてはシートの方から外させていただいて、現行の制度内でそのように専門学校の側で対応していただくという形にいたしまし

た。これが変更点でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、物流・運輸分野の中条委員、お願いします。

○中条委員 物流・運輸の分野は 246 ページからなんですが、変更点は 276 ページに「空港の発着回数、運用時間、飛行空域、滑走路使用時間・運用方法に関する規制の緩和・撤廃」という項目が追加になっております。これは追加と言っても、前回の分科会の時点においても、検討をしていたのですが、前回の分科会には間に合わなかった項目でして、一応形式的には今回追加という形になっております。

その次に、落とした項目が 2 つありまして、1 つが「離島航空、離島航路に対する補助制度の改革」。これは内容的にはどういう話であったかという、離島等の過疎地域における交通関係の補助制度は全部まとめて地元の自治体に対応するというやり方にすべきであるという議論であります。まずは離島航路と離島航空について補助制度を一体化してやるべきだということを提案していたのですが、今年予算申請で実は国交省がこれをやろうとして、来年度予算案に盛り込まれています。ですので、これは国交省が検討を進めている状況であるということなので、一応検討項目からは削除いたしました。

ただし、具体的な制度設計については、今後も監視していかなければいけない。各地域に協議会をつくるということを行っているんですが、地域協議会自体が独占的なものになる可能性が十分にあるので、そういったところを見ていかなければいけないんです。

そこで、前は中期的検討項目とかというのがあったのでそこに入れておこうと思ったんですけども、中期的検討項目は中間とりまとめには載せないということなので、とりあえずまず外しましょうかということになっておりますが、一応どこかにこれは検討項目として入れておく必要があると思います。

もう一点は、「狭水道航路における巨大船の該当要件の見直し」。技術革新が進んできたから、それに対応して規制緩和しましょうということを提案していたんですが、その中で巨大船の場合には、規制を緩和できる点について理屈をもう少し詰めた方がいいだろうと。これは安全に関わる問題ですので、きちんとこちらを進め方を考えた方がいいので、この点はもう少し詰めてから議論したいということで、削除いたしました。これも引き続き議論していくべきものであると思いますので、これも忘れないようにどこかに載せておく必要がある。ただし、今のところ報告書には載せないという形になっておりますので、一応とりあえずこの 2 点は外しております。

あとは私からの注文というか意見なんですけれども、他の分野のいろいろな御提案を見ておりますとかなり大きなものが入っております、それについて全く異論はございません。大いに議論していいかと思うんですが、例えば保険制度の抜本的改革とかそういうものが入っていて、当然やっつけていい話だと思いますが、実は物流・運輸の分野における検討において、税制に関わるものは規制ではないという指摘があつてはずしたものがありません。税制の中でも確かに所得税とか法人税とかという議論は税制度として議論をしていただく話だと思いますけれども、空港整備特別会計の航空機の燃料税などという話は、税という名前は付いてはいますが、空港整備のための利用料で

あって、そういったものは税という名前が付いているけれども、税制として取り扱う話ではないし、こういったものを別途外してその議論をしても余り意味がない。お城を攻めるときに例えば兵站は別ですとか、鉄砲隊は別ですと言っているようなもので、総合的に攻めないと意味がない。ですので、そういったものも規制の中できちんと議論すべきであると思います。

また、投資が含まれるものは規制ではないという議論がありまして、しかし、それも今申し上げたのと同じように、城を攻めるときに必要な政策というのはパッケージで議論しなければいけないので、そのうちの一部だけは違うと抜いていたのでは議論がきちんとできない。これは今後、是非御検討いただければと思います。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、続きましてIT分野について、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 IT分野の取りまとめを仰せつかっております伊東でございます。特に大きな変更はございませんが、前回、12月の分科会で報告させていただきました際に、中条委員から御指摘のありました点に関しまして、事務局と一緒に御意見を踏まえて幾つか文面を修正してございます。

幾つかあるんですけれども、代表的なものを1つ申し上げますと、市町村合併に伴う市外番号の統合の件ですが、これはよくよく吟味してみますと、市町村のエリアとNTTのサービスエリアが必ずしも一致していないという地点もございますので、電話料金ということではなくて、あくまでユーザーの利便性の観点から番号の統合を速やかに実施できるように促すという形で話を絞らせていただきました。この他、幾つか御指摘いただいた点に関して、修正をさせていただいております。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、最後に住宅・土地分野の大室委員、お願いします。

○大室委員 住宅・土地分野の担当をさせていただきました大室でございます。この分野については、前回からの大きな変更箇所はございませんでした。先ほど園田政務官からご説明のあったとおり、魅力ある都市整備やまちづくりを行い、老朽化した建物を円滑に更新していくためのポイントは、官民の連携と大胆な規制緩和であり、民間事業者がまちづくりの主要な担い手として前向きに参加できるような環境整備が非常に重要であるということを改めて申し上げさせていただきます。

特に老朽化したマンションは今後急速に増加します。地震や、災害等における被害を回避し、国民の安全・安心を守るためにも、建替えによる円滑な再生は、喫緊の課題です。また、今回取り上げた重点要望項目以外にも緩和の要望が出ておりますので、引き続きこの規制・制度改革に関する分科会で課題として取り上げていただきたいと思いますと思っている次第です。

私からは以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、ほかに御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は議題3「『第二次報告書の取りまとめにあつ

て』について」でございます。

園田分科会長代理から御説明をお願いいたします。

○園田分科会長代理 お手元の資料2-1をごらんいただきたいと存じます。

これは3月にとりまとめる第二次報告書の構成案でございます。「第二次報告書の取りまとめにあたって」というのが冒頭に付いて、その後ろに中間とりまとめにある規制・制度改革事項が先ほど皆さん方に御説明いただいたところが続くという形の構成になります。

この中間とりまとめの段階では、各項目の規制・制度改革の概要というものには案が付いておりますけれども、第二次報告書では各省協議、あるいは規制仕分けといったものを経て案が取れて、これが正式な報告書となります。

資料2-2でございますが、「第二次報告書の取りまとめにあたって(案)」となっておりますが、これについて説明をさせていただきたいと存じます。

まず規制・制度改革に関する分科会が昨年3月11日に行政刷新会議の下に設置されて以降、6月の第1クールの取りまとめ、9月及び10月の経済対策を経まして、第2クールの活動に入ってきた、行ってきたということになります。この経緯につきましては、もう皆様方に取り組んでいただきまして、御存じのとおりでございますけれども、1～2ページに書いてあるとおりでございます。

第1クールではグリーンイノベーション分野、ライフイノベーション分野、農業分野を中心に、個別の規制・制度改革事項を短期間で集中的に審議したということでございます。

今回の第2クールでは、現状の課題や問題点など、基本認識や改革の方向性といった大きな柱も御審議をいただいて、これらを分科会としての基本的かつ重要なポジションとして明確化した上で、それに沿って各論を議論していく、審議していくという形を取っていただいたということでございます。

この検討項目の抽出母体としては、昨年6月の「新成長戦略」であるとか、第1クールで中期的検討項目として位置づけてきました項目であるとか、「国民の声」の集中受付等で寄せられた提案、委員の皆様方からの提案、それぞれから抽出をいたしましたけれども、これらに加えて11月の「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえて、EPAを推進するために国内の非関税措置を撤廃・緩和、そういったことをする観点や、あるいは国内投資を円滑化するための企業立地を阻害する規制を撤廃・緩和という観点も加味して検討を行ってきたということでございます。

なお、非関税措置の撤廃・緩和につきましては、引き続き本分科会が今後も継続的に検討すべきという領域だと位置づけさせていただいているところでございます。

次に、「2. 既存の決定事項のフォローアップ」でございます。この規制・制度改革事項を新規に決定することと並びまして、既に閣議決定された規制改革項目がございまして、その本来の趣旨に従って実行されることが同様に重要であると考えています。

そこで分科会におきましては、これらの項目につきまして、書面での実施状況の確認や、あるいは必要に応じて各省からのヒアリングを行い、閣議決定での趣旨に従った措置の実施などを求めてまいりました。フォローアップにつきましては、今、鋭意、皆様方にも御参加いただいてやってい

ただいておりますけれども、今後も不断の取組を続けてまいりたいと考えております。

続いて、「3. 検討の視点」でございますが、規制・制度改革の検討に当たりましては、まず「検討の目的」を明らかにして、「検討に当たって重視すべき点」、「留意点」などについてもこの分科会及びワーキンググループのメンバーの皆様方での認識を共有してまいりました。

検討の目的としては、今回の規制・制度改革を「新成長戦略」を実現する政策のツールであると位置づけて、「新成長戦略」において提示された「日本経済の成長力と政策対応の基本的考え方」に基づきまして、「中期的・長期的視点での需要創出あるいは供給力強化」としてまいりました。

検討に当たっては、「消費者、利用者、一般国民の便益の向上」と「政策目的に合致した合理的な政策手段の選択」を重視いたしますとともに、「現場、地域の意見、ニーズの重視」、あるいは「多角的意見を踏まえた議論」、「オープンな議論」、この3点に留意をすることといたしました。

次に「4. 規制・制度改革項目を選定するに当たっての基本的視点」でございます。これは第1クールでは第一次報告書におきまして、改革のための基本原則としては「サンセット原則」、「整合性（合理性）原則」、「ネットベネフィット原則」、あるいは「国際標準原則」の4つの原則が提起されました。

第2クールにおきましては、規制・制度改革の項目を選定するに当たっては、その分野を取り巻く構造の変化や技術革新、新たな政策課題の出現等の時代の変化に即していない、そういったことの原因によって見直しやルール明確化・創設が必要な規制・制度はないか。あるいはその分野の市場の発展と産業競争力の強化を促進する観点から見て、国際基準と整合していない、または新たな事業者の参入や創意工夫の発揮を妨げている規制・制度はないか。許認可、各種申請に係る書類・手続等について、法律と実態の乖離、国民・事業者への過度な負担、行政の無駄・非効率を生んでいる規制・制度はないか。この3点を基本的視点として置いてまいりました。これらは特に整合性（合理性）原則を更に深掘した形で、第1クールの原則におおむね沿うものと考えています。

そして「サンセット原則」に関連いたしましては、第1クール終了時に各省に対して、制定後20年以上経過した許認可等の見直しも求めたところでございますけれども、各省が自主的に取り組むための仕組みを構築すること。これが今後の課題として残ったと考えておりますけれども、今後とも継続して取り組んでいく必要があるとさせていただいたところでございます。

この説明は以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

事務局から補足をさせていただきます。

○船矢参事官 今の政務官の説明について1点だけ補足説明をさせていただきますと、最後のところに、今後の課題として各省が自主的に取り組む方策というふうに一言書いておりますけれども、今後、2月、3月と各省協議あるいは議題4で説明いたします「規制仕分け」を経て3月の末にこれを取りまとめるに当たって、4月以降の、まさに今後の課題というのをもう少し整理して付け加えたものとして最終的な例示をしたいと考えております。

以上です。

○小田審議官 ただいま政務官から御説明いたしました第二次報告書の取りまとめに当たって、今

日初めてごらんいただくものでございますので、この場においていろいろ御意見をいただければと思います。

また、最後に御説明します、3月に最終的な報告書取りまとめのための分科会の開催を予定しております。今、事務局からも補足しましたが、そこで更に4月以降の課題といったものも書き込んで改めて御相談をしたいということでございますので、本日はこれもベースにしていろいろな御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 3月までにまたいろいろ検討してこれをブラッシュアップしたらいいと思っています。今事務局が言ったところと関係しますが、これをベースに今日この時点で1つ追加してほしいと思っているのは、最後の部分に第5として新たな項目を追加していただきたいということです。委員の皆さんの何人かの発言にもありましたが、この規制・制度改革の実現を推進するためにどうするかという項目を是非最後にタイトルとして入れて、それで実際に残った数か月の間でいろいろやり、4月以降具体的にこういうことをやって、その実現性を高めていくんだ、推進していくんだ、ということをして是非この中に盛り込みたいと考えております。

その中身につきましては、まだ2か月ありますので議論したらいいと思いますが、少なくとも今回の第2クールの分科会で、私も過去2回ほど申し上げましたとおり、こうやって一生懸命250項目をつくるのはエネルギーを使って大変なことなんですが、今日どなたかおっしゃいましたが、実現しなければ意味がないのですから、実現するために何をしたらいいのかということも是非我々はこの分科会で議論すべきではないのかと思っております。このペーパーの最後にそういう項目を入れたいと思っております。

○大室委員 賛成です。

○小田審議官 大上委員、どうぞ。

○大上委員 私もそれは大賛成で、その中に入るべき項目になるのかもしれませんが、政治主導ということの意味です。フォローアップの方でまた出てくるのかもしれませんが、保税搬入原則というかなり古い規制があったんですが、これは前回の第1クールのときに政務官折衝で最後は先方の財務省の古本政務官が、それまで対峙していたんですが、これはやろうと政治決定されました。

今回、フォローアップでどういう進捗状況であったかと聞くところによりますと、保税搬入原則というものの撤廃というところを相当に踏み込んで、新しい制度として作り上げつつあるんです。それは我々が想像していた保税搬入原則というものを形式的に撤廃するというのではなくて、もう完全に撤廃して新しい仕組みをつくるというところまで踏み込んでやられている。こういうものはまさに政治が決断して物事が進むという例の典型的なものではないかと思うんです。やはり省庁の利害に関わるものですか、卑近な言葉で言えば天下り先に影響が出てくるとか、そういうものは自ら決断することはできない。ただ、政治がそうやって決断すれば物事が進む。そういうようなものというのが取りまとめに当たってというところでの基本的視点の中にたくさんあると思うんです。

そういうような政治主導というのが第2クールでこれからまさに政治の方々に折衝でしっかり

とやっていただいた上での結論だと思うんですが、そういうものでこういう規制・制度改革というものが非常に進むということを実証した上で、きちんとやっていくことが重要だということは論点として挙げていいのではないかと思います。

○小田審議官 中条委員、どうぞ。

○中条委員 今の御意見は半分賛成なんです。しかし、半分どうだろうかと思っているところがあります。政治主導はその政治の決定が間違っていたら大変なことになる。そうであるから政治家の責任がすごく重くなる。この規制改革の様々な項目を政務官お一人で支えていかれるというのは無理がないか。もう少し機能強化した方がいいのではないかとというのが私の意見です。政治主導できちっとやっていこうと思ったら、政治主導が間違った決断をしてはいけないわけですから、そこをきちんと議論するために、ここの機能強化が大事だと思います。

なので、余り規制の分科会が組織を大きくするという話はすごくやりにくいんですけども、しかし、それをやらないと間違ったことにいくのではないかとこの心配をしていることだけ、懸念点を申し上げておきます。

○小田審議官 岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 中条委員がおっしゃられたので、私はまさに政・官連携だと思います。政治の主導と、官僚が一番分かっているわけで、その官僚がどこをどういうふうに変えたら効果的なんだということも分かっているはずですから、それを政治のリーダーシップで引っ張り出す。まさに政・官連携、政と官の役割分担でそのところをきっちりやっていくべきだと思います。

そのときの政というときに、園田政務官お一人ではとても全ては出来ないと思います。政という場合には、まさに今の政権であれば、それぞれの各省に政務三役がおられるわけですから、この政務三役が中条さんがおっしゃられるように正しく主導していただいて、そしてよくわかっている官僚の皆さんがどこをどう変えたらいいのか。それを前から申し上げているように、私は下から主体的に積極的にやるような仕組みをつくっていく。我々分科会はそれをサポートして応援していくというような構図が実現性を高める1つの方法になるのではという意味で、やはり政治の主導というのは外せない。半分賛成というのは多分そういう思いを込めておっしゃられたと思います。

ですから、政治の主導と、一番よく分かっている官僚の皆さんの主体的な取組両方が必要かと思えます。半分というのは多分そういうことではと思って付け加えさせていただきました。

○小田審議官 土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 確かに中条委員が大きくちゅうちょするというのはそのとおりで、少ない人数で議論を尽くして、これが正しいだろう、これはどんなに尽くしても絶対ということはありませんので、間違いが必ず出てきますので、そのときには改めるのをちゅうちょしなければいい話で、間違いを恐れていたのではいつまで経っても変わらない。逆につぎはぎになったのはそういうことの繰り返しで、抜本的にやると大変な間違いを起こすのではないかと。小手先だけという積み重ねが今の日本ではないかと思えますので、是非ここは間違いを恐れずに踏み込んでいただきたい。そして、気がついたときに更に議論を重ねることが必要ではないかという気がいたします。

岡さんのおっしゃったように実現するにはどうするか。次回にやろうという方向性を是非打ち出

していただきたいと思います。

○小田審議官 若田部委員、どうぞ。

○若田部委員 実際に進める方法としてこういうことがあり得るのかどうか御検討いただきたいんですけども、例えば 3,000 件の件数があるうちに、自主的に検討を求めるといふことであると 57 件であるということなんですけれども、これは恐らく挙証責任を変えたらいいのではないかという気がするんです。つまり、3,000 件あるうちの中で、残すものについて説明をする。

ですから、3,000 件のうち、これは残したいというものはすべて説明を求める、説明を出してもらおうというふうにもし変えることができれば、3,000 件をすべて例えばディフェンドするということは難しくなるのではないかという気がするので、3,000 マイナス 57 だと思えますけれども、そうすることができるのかどうかですけれども、1 つ検討していただければと思います。

これは現状ではすべてをこちらで洗い出すというのは、もう一つ霞が関に第 2 霞が関みたいなものをつくるようなものになりますので、それができないとするならば、あとは自主的な努力を促すような検討するようなインセンティブの仕組みをどうつくっていくかしかないと思うんです。そうするときに 1 つの考え方としてそういうのを挙証責任を変えてしまうというのにはあり得るのかどうか。その辺を御検討いただければと思います。

○小田審議官 大室委員、どうぞ。

○大室委員 今の岡会長代理のお話は大変参考になりました。私は今回初めて民間委員として参加させていただきましたが、我々の育った民間と官との違いを非常に感じた次第です。

一番大きな違いは、変化への対応のスピード感です。例えば老朽化した団地の建替えには全体の 5 分の 4 以上の賛成に加え、各棟ごとに 3 分の 2 以上の賛成を得なければなりません。これをもう少し緩和する必要があるのではないかという要望に対して、平成 14 年の改正で各棟ごとの要件を 3 分の 2 以上に改正したばかりだというニュアンスが、7 年も経っているにも関わらず伝ってくる。我々民間企業は、変化にいかにも迅速に対応するかという環境で育ったものですから、7 年も経って、まだ変えたばかりだという感覚は、我々と大分違うなということを実感しました。

ライフ・イノベーションでも残された時間が少ないという、ご意見が委員の方からありました。私も全く同感で、残された時間は非常に少ないわけですから、規制・制度の改革を実現させるにはどうしたらよいか、またどのようにフォローしていくのかということも、今回のまとめの中に是非入れていただきたいと思います。

○小田審議官 平野分科会長、どうぞ。

○平野分科会長 様々な御議論をいただきまして、最後の 5 の部分にどうやって実行するかという、岡分科会長代理の御提案がありましたけれども、その方向で是非整理をしていただきたいと思えます。

その上で申し上げますけれども、基本的に各規制の御提案につきましては、1 つは一時的には事務同士で、まず一発目は、既に相当程度やっておるんですが詰めるということになると思えます。

もう一つ、あとは党の方の直嶋先生が座長になっている P T がございまして、そこでは若手といっても若手でもないんですけども、国会議員がここでの議論等を踏まえて各省と徹底的に議論を

やっています。

そういった議論も踏まえて、この中で同意できるものについては、実現できるものについては、事務局レベルの段階で同意できるものについては、そのまま同意ということになると思います。

その後、政務折衝レベルということになるんですけども、残った部分については、基本的には、そもそも今の規制は何のためにあるのかということから始まって、一方でこういう分科会の方からこういう規制緩和の要件が出てきて、それに対して緩和をするときにどういう問題があるのかといったものを整理しながら、またなぜ緩和できないのかといったものを、これは恐らく各テーマごとに整理していくんだろうと思います。

そして、その本体の規制緩和をすることによって、ある一定の部分は裨益するんですけども、その反作用として全く別な弊害が出てくるということもあるような感じがします。だからこそ今、法律とか政令とか省令の中で規制があるわけで、理由がなくて規制があるものの中にはあるかもしれませんが、それなりの理由がある。

例えば一つの例でいけば、いろいろな例があるんですけども、タクシー業界という業界があって、そこは車の定期点検が3か月、運転手は2種免許ということになります。そういう規制をなぜかけているかと言えば、安全を売っているからです。安全を売っているから規制でそういうハードルを付けることによって、タクシーという業界の参入を許しているということがありまして、同じような運送のものを、例えばどこかでやりたいという場合にはイコールフットイングという問題があって、しかし、2種免許、車を持ったら3か月定期点検というのは、普通の人ではなかなかできません。その辺の整合性の問題をどうするかとか、さまざまな問題があって、すべてがすべて、これはもう皆さん十分御承知だと思いますけれども、規制改革というものが認められるということではなくて、規制改革すればいいことはあるんですが、その反作用として様々な問題が出てくるというトータルの中での判断だということ、そこについては政務の方でできるだけ詰めて最終の結果については、どういう形で皆さん方に報告するような形にはしなければならないと考えています。

政治主導、政治主導という言葉を私も簡単に言っていますが、基本の部分はさっきの資料の整理といい、いろいろな背景の整理といい、役所の力も必要です。そこで、論点を明確にさせていただいて、その中で最終的に、何でもそうなんですけれども、トータルとしてどっちの判断をしようかと。完全にイチかゼロかという判断はできなくて、やはりその規制をやっている背景には必ず理由がありますから、そこでの比較の考慮。

あと先ほどの時代の背景、時代が動いている、スピード感が大事だということがあって、時代が変われば当然規制も見直していかなければならないということもありますので、そういった観点でこれを見直すという方向で取り組んでみたいと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今の議論の延長線上の話になるかも知れませんが、第1クールのときの政務間調整等に参加させていただいた経験からお願いしたいのは、どうしても規制改革というのは、当然規制緩和と強化と両方あるのですが、その改革議論の中で政務間調整などの議論を聞いていると、その法改

正、規則改正をやるかやらないかという議論に収束してしまいがちです。農業や水産は、逼迫した窮状に陥っている現況ですので、今の制度が有効に効いているのか。これを変えると問題が解決できるのかという、本当の実態面での効果の有無についての議論を是非やっていただきたい。単に仕組みを変えたから、よくなる、よくなるという議論ではないので、その後、運用により、今、抱えている問題が本当に解決の方向に動くのか。今の制度でいいということであれば、今の制度のまま、今の窮状を解消できていくのか、そうした実態面での議論を是非していただいて、英知を結集する形で問題解決の方へ動かしていくという基本的姿勢での議論をお願いしたいと思います。

○小田審議官 平野分科会長、どうぞ。

○平野分科会長 規制緩和だけではなくて、吉田委員がまとめていただいた水産の部分に関しては、いわゆる資源管理という観点で、どちらかというともっと規制を強化した方がいいのではないかと、いう逆の御提案ですね。そういった意味で、今おっしゃったような観点で、資源管理が今、7魚種に限定されているのですけれども、あと実際のフォローアップがしっかりしているのかという点検、そういった観点が大事だと思います。

最後は、今度はその逆の方向で、コストの問題等々がありまして、それから、今のもので十分かどうかということについては、議論の段階では真っ二つに議論が分かれます。これは漁業協同組合は、今のものでやれていると言うわけです。私たちが本当にそうかと言うのですが、実はデータの取り方によって随分違ってくるとか。様々な問題がありまして、しかし、今の御提案は非常に、そういった観点での検証をするということについては御提案を踏まえて検討したいと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、最後に中条委員、どうぞ。

○中条委員 今の事業仕分けというのは割と効果があると思っているので、規制の仕分けというのもいいかと思うんですが、ただし、先ほども申し上げたように、事業仕分けと規制仕分けをそもそも分けることが果たして合理的なのか。まとめて政策仕分でよいのではないかという意見を持っています。

○小田審議官 それでは、本日頂きました御意見も踏まえて、取りまとめに当たってもう一度考え直させていただきます。それで3月の分科会に御提案させていただきますので、それまでにまた委員の皆様のお意見がございましたら、是非事務局の方にお寄せいただければと思います。

続きまして、議題4の「既定事項の各府省フォローアップヒアリングについて」を、事務局から簡単に御報告いたします。

○船矢参事官 資料3をごらんください。第2クールの初回の分科会、第4回の分科会の際に、岡分科会長代理からフォローアップが重要で、しかも前倒してやるべきだという御指摘を受けまして、この1月の中旬から、過去の閣議決定事項、6月の第1クール、あるいは9月の経済対策などの中から重要と思われるものについて主査に選んでいただいて、これについて関係の委員の方々が関係省庁を呼ぶという形でヒアリングを行いました。既に行ったものについては、この資料3に書いているとおりでありますけれども、これ以外にも、例えば建築基準法関係の事項などがまだ重要項目として残っておりますので、これはまた随時、来週あるいは2月及び3月にかけて行っていき

たいと考えております。

簡単に言いますと、例えばこの中で、おおむね閣議決定に沿って着実に行えているもの、あるいは閣議決定自体がややあいまいであるとか、場合によっては 23 年度から検討を開始するものであるために、今の段階ではまだ十分な情報が得られていないもの。あるいはまだ1月の下旬という段階ですので、3月の末というところまで行ったときに、どこまで成果が出てくるかというのが、必ずしもまだはっきりしないもの等々、幾つか分かりますけれども、この中で御紹介をしますと、例えば農林の「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」ということについては、おおむね体制整備することは予算要求で認められているでありますとか、検査についての規定マニュアル、これはまだ整備中ということなので、今の段階では必ずしもしっかりと成果が出たとまでは言えませんが、おおむね閣議決定に沿って着実に作業を行っているだろうということが伺えるものがございます。

その下の「新規農協設立の弾力化」というのは、これは法律改正事項でありますので、農林水産省事務当局としては、着実に準備はしていますけれども、ただ法律ということですのでタイミングを待っているという回答があったものもございました。

農業委員会の在り方ということになりますと、これも第1クールで農地法改正が行われたばかりということなので、この 22 年度に何かするというにはもともととなっていない項目でありますので、今後の在り方についてのフリートキング的なものになったということもございます。

1点強調しておきますと、20日に財務省から行いました「輸出通関における保税搬入原則の見直し」でございますけれども、これは今通常国会に関係の関税法改正を含む法案を提出するということで、既に決定しておりますし、その上で6月の時点、あるいは前倒しで9月の経済対策で今国会に出すということを決めたわけですが、内容的にも一歩深掘りとなっております。閣議決定時点では保税地域でなくても輸出申告ができるところまで決まりましたが、更に深掘りをして申告のみならず、それを税関が受理して、いわゆる区分判定までやってしまう。その後、抜き取りで必要な審査・検査というのは当然しなければいけませんけれども、もう少し全体のプロセスの中で進められるところを進める。閣議決定以上に踏み込んだ内容の法律改正案をつくっていただいているということもございました。

以上でございます。

○小田審議官 何か御質問等ございますか。まだフォローアップは、その紙に書いておりますように、随時実施していく予定でございますので、現段階での御報告でございます。

それでは、続きまして、先ほど中条委員からのお話もございましたが、議題5の『規制仕分け』について、園田分科会長代理から御説明をいたします。

○園田分科会長代理 冒頭、平野分科会長からもお話がありましたけれども、「規制仕分け」を行いたいと思っております。資料4-1と4-2と4-3が、この「規制仕分け」について、先般1月20日に行政刷新会議でこれを御提案させていただきまして、そして了承されたものでございます。

まず『規制仕分け』の実施について」ということで、資料4-1の「1. 目的」のところでご

ございますが、平成 22 年 9 月の「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」で既存の規制・制度改革の前倒し実施などが閣議決定されたところでございまして、23 年度予算案が閣議決定した現在、新たな成長の起爆剤となる規制・制度改革は最大の緊急課題だと言えます。そこで、冒頭、副大臣からも御説明がありましたように、改革をより強力で推進するために「事業仕分け」の原則を取り入れて、言わば「外部性」と「公開性」という 2 つの観点を活かした「規制仕分け」というものを実施したいということでございまして、先ほど中条先生も、ひょっとしたら皆さん方も「事業仕分け」となると、何かその場で結論がぱっと出てしまうようなイメージがあるかもしれませんが、決して私どもはこの「規制仕分け」も同じようには思っておりません。すなわち議論をきちっと踏まえて、そして国民に分かりやすく、オープンな場で、その規制が本当にどのようなものであるのかということ、この外部性というものを使って見ていただこう。そして、時にはその場で結論が出ない可能性もある。時にはもっと規制しなければいけないのではないかという場面も、ひょっとしたら出てくるかもしれませんという形で、いろいろな考え方が公開性の中で行われる。この視点を事業仕分けの手法を取り入れて「規制仕分け」という形で行いたいと考えているところでございます。

「2. 対象項目選定の考え方」でございますけれども、この対象項目の選定に当たりましては、1 つ目の○で「構造変化や技術革新、新たな政策課題の出現等時代の変化に即していないもの」あるいは「市場の発展と産業競争力の強化を促進する観点から、国際基準と整合していない、または新たな事業者の参入や創意工夫の発揮を妨げているもの」更には「法律と実態の乖離、国民・事業者への過度な負担、行政の無駄・非効率を生んでいるもの」「国民生活に密着しているもの」「改革実現による波及効果が大いなもの」といったような要件を満たすものの中から、公開の場で議論することで改革実現につながるものを選定することにしております。

「3. 評価者選定の考え方」でございますけれども、いわゆる仕分け人選定の考え方は「規制・制度のあり方等に知見を有する者」「規制・制度の実情など現場に知見を有する者」「行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者」「事業仕分けや行政事業レビュー公開プロセスの経験を有する者」といったように、こういった要件を満たすような方の中から、過去の実績であるとか職歴などを勘案して、候補者を選定することにしております。

当分科会であるとか、あるいはワーキンググループの委員の中にも、評価者をお願いすることも今、念頭に考えているところでございまして、そのときにはよろしくお願い申し上げたいと思っております。

「4. 実施時期」につきましては、ここに記載させていただいている 3 月上旬ということで考えております。

資料 4-2、規制仕分けの実施に当たっては、行政刷新会議の下にワーキンググループを設置して進めているところでございます。

資料 4-3、横置きイメージでございますが、本日のこの分科会の報告書の改革提案項目について、これから案を皆さん方にお諮りさせていただいて、これに基づいて近日中に各省と政務協議を開始することにしております。

そのうちの一部の項目については、この3月上旬に「規制仕分け」を実施するというところで考えているところをございまして、「規制仕分け」の対象項目であるとか、あるいは評価者等については、この2月、来月下旬を目途に予定しております、これは行政刷新会議というところで諮っていないと設定ができない形になっておりますので、ここに報告して決定していきたいと考えております。

この「規制仕分け」の実施につきましては、第2クールの分科会で御議論いただいているもの以外にも、第1クールで御審議いただいたもので、今年度中に検討するとしているものの中からも対象として加えてまいりたい、選定していきたいと考えております。

第2クールの関係では、「規制仕分け」で規制・制度改革の方針と留意事項を提示して、これを踏まえて3月中旬に最終的な政務協議を行って、3月下旬に政府としての方向、方針を閣議決定という形で、これを大方の今後の進め方と考えているところをございまして。

ただし、ワーキンググループの中でお伝えしてまいりましたけれども、農業分野の一部につきましては、内閣官房に設置されております「食と農林漁業の再生実現会議」、副大臣も入っておりますけれども、6月を目途に基本方針を策定することになっているものをございまして、それと併せて6月に最終決定を行う。この分科会で議論をしていただいているものの中には、この6月に併せて最終決定をとる部分も、政府全体の閣議決定としては出てくる項目もあるということをございしますので、是非その点は御了承いただければと思います。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

平野分科会長、どうぞ。

○平野分科会長 先ほど中条委員から御指摘のあった点を踏まえまして、ちょっと補足させていただきますと、この表の中で「事業仕分け」では、そこで大体これは減額すべきとか、廃止すべきということで結論を出していました。恐らく「規制仕分け」は、そこでは簡単に結論できないんだろうと思います。賛成論・反対論が当然ありまして、その議論を踏まえて、集約できるものは集約してしまいますけれども、できない場合には、そこから政務三役同士の折衝を始めて最終的な方向性を決めるという、あくまでも仕分けは最終的に政務三役で議論するときの一プロセスとして位置づけたということです。

一プロセスとして位置づけたんですが、やはり「外部性」と「公開性」という中で、皆さんの中でそもそも規制というのはどういう形で行われているのか。どういう法律で、どういう考え方で行われているのか。こういったこともなかなか分からないだろうということで、そういったことについての情報発信も含めるという意味での「規制仕分け」ということでした。

やり方は今までとちょっと変えなければならないということで、こういった方向でやりたいということ今、進めているということです。

○中条委員 わかりました。

○小田審議官 岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 規制が仕分けにふさわしいかどうかというのは、いろいろな意見があろうかと

と思いますが、私は先ほど来申し上げているように、とにかく規制改革が実現すればいいわけですから、その規制改革実現にこの仕分けが効果があるのであればよろしいのかと思っています。

○小田審議官 中条委員、どうぞ。

○中条委員 ありがとうございます。よくわかりました。仕分けのいいところは、公開という点だろうと思います。規制に関しても、これを仕分けと呼ぶか、呼ばないかは、大臣の思い入れもあるでしょうし、名前をどう呼ぼうとも私はいいと思うんですけれども、内容的には今、副大臣がおっしゃったようなこと、要するに規制改革会議においては公開討論会というのをやっていましたが、そういうものであると理解しています。公開で議論することが大事で、そうすれば、全部議事録も残る、みんなの前でやるのが恐らく大事な点だろうと思います。

項目については、もうすでにここに案があります。また、外部メンバーも、この分科会のメンバーがすでにいるのではないかと思います。

○小田審議官 黒岩委員、どうぞ。

○黒岩委員 余りイメージが浮かばないんですけれども、「事業仕分け」のようにやるんですか。あのとき最終的に判断する人がいましたね。これはバツにしますと。その判断をする人は一体だれなんですか。だれが判断するんですか。

○平野分科会長 先ほど申しましたように、そこで改正、規制緩和、○、×というのは、多分結論は出せるなら出しますけれども、基本的には議論をして、こういう論点で今回さまざまな論点が出てきましたねという論点整理をして、その前提を基にして先ほどの流れ図にもありますけれども、政務三役折衝をする形になるだろうと思います。

○黒岩委員 何が仕分けられるんですか。

○松山事務局長 若干補足をさせていただきます。先ほど御説明しました資料4-1というのは、これが対外的にも公表されている資料でして、大臣、副大臣、政務官とも、この紙についてはさまざまな議論をさせていただきました。その目的の第2パラグラフのところに、「規制仕分け」においては、現状や考え方を公開の場で明らかにしつつ、規制改革の方向性を国民に明確に示しということで、副大臣が今おっしゃったように、いわゆる○とか×ということではないかもしれませんが、なるべく方向性を、規制改革を行うことに際して留意すべき事項をきちんと明確にした上で、ある程度方向性を出せるものについては、なるべく出そうという考え方で整理されている。

いわゆる評価者、誰が評価者に具体的になるのかという点については、まだ少し議論をされると思いますので、そういった中で具体化される。今のところまだ明確には決まってないということです。

○小田審議官 黒岩委員、どうぞ。

○黒岩委員 話を聞けば聞くほど、よくわからなくなってくるんですが、それは仕分けという言葉と全然違う作業のような気がします。それとともに、やはり規制改革の話というのは、非常に根が深い話であって、それぞれ一つひとつに規制があるというのは、物すごく歴史的に積み重ねてきたものがあるわけですね。

「事業仕分け」の場合は、今回の予算はどうしましょうかというような話ですから、今回はだめ

でも次はまた復活すればいいというようなどころがあるかもしれないけれども、規制改革というのは根本的な制度そのものの問題というのがありますね。一個一個のことでシミュレーションして頭で考えてみればいいと思うんですけども、例えばライフイノベーションワーキンググループで、医師不足解消のための教育規制改革という話をやりましょうといったときに、では何分でやりましょうといってぱっと議論で方向性が見える話では全然ないです。そんなもの大議論になる話です。要するに日本医師会は絶対だめだという話でしょう。医学部なんか新しくつくるなというような話で、いや冗談じゃない、医師不足なんだからつくれというような根本の議論にどんとぶつかって、では議論が尽きましたから、どっちの方向性にしますかということで済む話なのかどうか。

つまり、そういうことを引き受けるのが政権の政治主導の方向性であって、こちらの方向で行くんだと決めるのは政府が決めればいいと思うんです。透明性というのは、確かに大事かもしれないけれども、根本の議論を一から、右の人と左の人が、がつん、がつんとぶつかって、はい次、はい次といったら、余計大混乱するだけという感じがします。

○平野分科会長 やはり規制というのは一体何のためにあって、どういう状況になっているのかという議論を、最終的に決めるのは委員おっしゃったように政務三役の中で、統合的な判断で改正するかしないかということは決めます。その前段として、この規制をめぐるっては様々な議論がありますねという議論を公開の場ですることによって、規制を必要とする側、規制緩和した方がメリットがあるとする側が議論を戦わせることによって、何となく今、我々の身の周りにある規制、意識しているものと意識していないものがあると思いますけれども、規制というものの存在を、先ほど冒頭に言いましたけれども、議論としてあるんだということと、そしてまたその規制がどういう意味合いを持っているのか、メリット・デメリット、こういったものを議論するということは、規制緩和するか、あるいは規制を守るかという判断もさることながら、そのプロセスをきちっと公開するということは意味があるのではないかという判断です。

恐らくおっしゃったように、この議論だけでもってきちっと合意できるもの、合意できないものがあると思います。それは実はテーマによると思います。結果として、何か議論だけして物事決まらないではないかという批判が出てくるかもしれませんが、そこはそこである程度覚悟してやっていくのかなと思っています。

いずれ、先ほど言った「公開性」、「外部性」という中で議論して、やはりその中での論点整理をしていくということで、その論点整理の中で方向性が見えてくれば、それを踏まえて政務三役折衝ということで結論が得やすくなりますし、そのための一つの大きなツールにしたいという位置づけだということです。

○小田審議官 ちょっと時間も押し迫っておりますので、大上委員の御意見で終わりにさせていただきます。

○大上委員 見せる、論点を周知するというのは非常に、ある意味価値はあることだと思うんですが、スパゲティのように、もう論点があっさりしないであらゆる議論を出してしまうと、逆効果ということもあると思うので、ある程度論点の軸がぶれないような整理は事前にきちんとするということと。

挙証責任をどちらが、どのように負うのか。ディベートとしてですね。それははっきりしておかないと分かりにくい。だから、規制を維持することを現行の官庁が説明するのか。あるいは規制をむしろこうすべきであるということを提案者が挙証するのか。それによってすごく議論が分かれてくると思います。その辺のところはきちんと整理しておかないと、想定外の結果を生んでしまうリスクがあると思いますので、そこはよろしく願いいたします。

○小田審議官 ありがとうございます。議論は尽きないと思いますが、時間もございますのでここで区切らせていただきたいと思います。

それでは、最後に議題6で今後のスケジュールについて、事務局から御説明をいたします。

○船矢参事官 資料5でございますけれども、時間も押し迫っていますので、ここに書いておりということで、基本的に説明は省略いたします。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、時間が押し迫っておりますが、最後に平野分科会長、両分科会長代理からごあいさつをいただきたいと思います。

まず、岡分科会長代理から一言お願いいたします。

○岡分科会長代理 ありがとうございます。今日この資料を見て改めまして、委員の皆さん、ワーキンググループの皆さん、あるいは検討会の皆さんの大変な御尽力に対して敬意を表したいと思います。再三申し上げていますように、先ほど若田部さんもおっしゃいましたが、サンセット原則の3,000分の57という数字を見たとき、私は思わず背筋がぞくぞくしました。今回250項目ですから、この比率でいきますと非常に僅かですね、一コンマ何%ですから、ですから、やはりいかに多くの改革を実現していくのかということに、今まで以上に注力していきたいと思っております。会長である副大臣、政務官、場合によっては大臣の御支援も得ながら、その方向に少しでも持って行きたいと思っておりますので、是非皆さんの御支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、園田分科会長代理、お願いします。

○園田分科会長代理 本当に長きにわたり委員の皆さん方には今日まで、様々な角度から御審議をいただいて、本当にありがとうございました。それぞれワーキンググループの中でも、また更に個別の検討会ということで、多くの時間を主査あるいは委員の各先生方には割いていただいたと心から、本当に今日の資料を改めて拝見させていただきまして、感謝申し上げる次第でございます。

先ほど政治主導というお話をいただいたところでございます。一番最初に私も申し上げました、政治がやらなければいけない役割、責任の重大さというものは、この分科会の中ではしみじみ感じさせていただいていたところでございます。

本当に委員の皆さん方にお助けいただいて、今日までやってまいりました。先ほどこの議題に入る前に、いよいよ山に登りますねと申し上げたら、いやいやようやく山が見えてきたところだという御指摘をいただいて、改めてこれからやっていかなければいけない大きさを感じたところでございますが、やはり事務局には優秀な官僚の方がいらっしゃいます。先ほど岡分科会長代理からもお

話がありましたように、政治と官僚が一体となり、そしてまた私は民間の皆さん方の力も、今回このワーキンググループ、あるいは個別検討会を通じて大変大きなものとして感じた次第でございます。そういった意味では、これから政務折衝に入っていくわけでございますけれども、先ほど吉田委員からお話がありました、第1クールでは皆さんにも一緒に加わっていただいたこともあったと伺っておりますので、是非とも私どもも精一杯頑張る所存ではございますけれども、この「規制仕分け」のみならず、協議の中においても皆さん方のお知恵とお力をお借りさせていただきながら、実現に向けて実行していくんだという会長、岡さんからのお話もありましたけれども、そこに向けてありとあらゆる手段を講じていきたいと改めて決意を申し上げさせていただいて、今日までの御礼とさせていただきたいと存じます。私からも本当にありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、最後に平野分科会長、お願いします。

○平野分科会長 本当に皆さん方の御努力、熱心な御討議には、心から敬意を表させていただきます。そして、この分科会が始まって、私が新しい分科会長になった第1回目に、黒岩委員から覚悟のほどを問われまして、ここで出された議論については、もう政務三役として実現に向けて全力を尽くしますという宣言をいたしました。これから、大変時間が限られておりますけれども、その方向性に沿ってやっていきたいと思っております。

併せてお願いを申し上げたいのは、実は総合特区の中で何点が規制緩和の部分で議論しまして、やはりどうしても出てきた、こういう改正をしてもらいたいというものでも、認められないものが出てきます。それにはそれなりの理由があります。

ただし、その一方で、例えば一昨年農地法の改正をやって、賃借権について株式会社に事実上、若干の条件は付きますけれども自由化がされたわけです。実は株式会社に賃借権を認めるかどうかというのは、10年以上にわたる長い議論があります。長い議論がありますけれども、認めるべきだ、認めるべきだという一方のベクトルがあって、その何かのタイミングで時代が変わったことによって、実はそれが正しかったということで、その規制改革が行われることも多々ありまして、これからこの「規制・制度改革に関する分科会」がどういう動きになるか。今の段階では、どうのこうのと予断を持って言うことはできませんが、いずれ民主党政権の中での行政刷新会議というのは、きちっと位置づけられる組織になりまして、その中での規制・制度改革というのは重要な柱になってくると思っておりますので、継続性ということについても大事にしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、少し時間が過ぎましたが、これにて会議を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。